

## 厚生常任委員会 委員長報告

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案4件、陳情4件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第95号 横手市営診療所設置条例の一部を改正する条例については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第96号 横手市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「改正後の条例に横手市空家等対策協議会の所掌事項についての規定があるが、これによって協議会の位置付けの明確化、権限の強化が図られ、特定空家等対策の推進につながると解釈してよいか」との質疑に対し、当局より、「その通りである。改正後も対策を進めていく中で、必要に応じて見直しをかけていきたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第97号 横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市障害者支援施設ひまわり社）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「FM計画上、複合減となっているが、その経緯はどうなっているのか。また、建物を改修し、譲渡するという考えはないか」との質疑に対し、当局より、「FM計画では、令和3年度末で複合減となっており、別の場所での事業運営を検討してきたが、すぐには移行できないため、指定管理を更新するとの判断に至った。施設は新耐震基準を満たしておらず、老朽化も著しいことから改修には相当の経費がかかると見込んでお

り、いずれは廃止の方向で考えている。新たな事業実施場所については、決まっていない」との答弁がありました。これについて委員からは、「耐震基準を満たしていないとなれば、防災上よろしくない。できるだけ早く協議をまとめていただきたい」との意見がありました。

また、「継続して利用する方が多く、運営は安定しているように見えるが、経営上の問題等はあるか」との質疑に対し、当局より、「利用者は固定化の傾向にあるが、公の施設として広く利用していただけるよう取り組んでいる。コロナ禍の影響により受注機会は若干減少しているものの、経営的には問題ない」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情3第10号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るため国に意見書提出を求める陳情 及び、陳情3第12号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを国に求める意見書提出の陳情の2件は、一括議題として審査いたしました。陳情2件について、意見はなく、討論では、立身万千子委員から、陳情2件に賛成の立場で、「陳情項目に公立・公的病院の再編統合の再考という項目があるが、厚生労働省は、病院の再編統合をさらに進めようとしている。このコロナ禍において、なおそれを削減しようとする姿勢に対しては、どうしても地方から声を上げていかなければだめだろうという意味で、この陳情に賛成する」との討論がありました。

陳情2件について、それぞれ起立採決の結果、いずれも起立全員により、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情3第11号 精神保健福祉の改善について国に意見書提出を求める陳情について、意見はなく、討論では、立身万千子委員から、賛成の立場で、「横手市では、認知症の症状がある方が増えているが、精神疾患との境界線がとても難しく、私たちが相談を受ける場合にも非常に難しさを感じている。このことについては、国がもっと重く見る必要があり、精神科疾患に対し予算を付けるべきと思うため、意見書提出が必

要と考え賛成する」との討論がありました。

起立採決の結果、起立全員により、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情3第14号 介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める国への意見書提出の陳情について、意見はなく、討論では、林一輝委員から、賛成の立場で、「元々ある課題に加えてコロナ禍の対応ということで、医療現場はもちろん、介護現場でも対策に苦しんできた現状を見てきたほか、そういった声が数多く聞かれる。これらに対する対策、強化を求める意見書であることから、国への提出が必要と考え賛成する」との討論がありました。

起立採決の結果、起立全員により、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

## 産業建設常任委員会 委員長報告

今定例会において産業建設常任委員会に付託になりました議案3件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市国産材需要開発センター）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「利用者数の目標値について、どのようなことを見込んで年々増加する計画を立てたのか」との質疑に対し、当局より、「この目標値は、コロナ禍が明けて日常生活が戻ることを想定して立てた。これまでの利用者数からは大分増やす目標となるが、今後は、特に、児童や生徒を対象とした木工教室などの木育に力を注ぎ、利用者数の増加を図りたいと考えている」との答弁がありました。

また、「管理にあたり、指導者の後継者不足や道の駅さんないとの連携について課題があるとのことだが、利用者数の増加に向けて、指定管理者と市がお互いに知恵を出し合い、市としても積極的に関わって欲しいと考えるが、どうか」との質疑に対し、当局より、「市は、指定管理者の指導監督を行う立場にある。このセンターの発展のために、ともに知恵を絞りながら、利用促進や売上げの増加に加え、将来的には自立できるよう十分に支援していきたい」との答弁がありました。

また、「この施設の管理に対し、継続や廃止といった市の方向性はどうなっているのか」との質疑に対し、当局より、「FM計画上は譲渡となっており、本来であれば、今年度中に譲渡の方向だったが、コロナ禍のため、受け入れの回答が得られなかった。今後も経営状況などを見極めながら、引き続き譲渡に向けて取り組んでいきたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市農林水産物直売・食材供給施設 農香庵）について、質疑、討論はなく、

採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 103 号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市農村公園等 39 施設）については、「指定管理団体の高齢化等による今後の公園管理に対する影響の有無」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

## 総務文教常任委員会 委員長報告

今定例会において総務文教常任委員会に付託になりました議案2件、陳情2件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第98号 横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「消防団員の定数に対する国の地方交付税措置の規定があると思うが、どのようになっているか」との質疑に対し、当局より、「地方交付税算定の基準では、10万人の市では583人と規定されている。当市の消防団員は、その4倍弱いるということになる」との答弁がありました。

また、「2,500人から2,400人への定員削減により、退職報償金に関する負担金が減額になると思うが、その分の予算はどのように活用されるのか。また、団員数が少なくなり、分団や班では運営に苦勞している。特に若い世代が入団しない状況になっていると思うが、処遇改善についてどのように考えているか」との質疑に対し、当局より、「100人の定員削減で負担金は200万円ほど減額になるが、7時間45分以上の出動報酬を8,000円とすることにより、年間80～90万円の増額を想定している。また、このたび消防団員の減少を食い止めるために報酬見直しをとという総務省の通知もあったところである。今後、報酬見直しも検討していかなければならないという認識はあるが、報酬の引き上げには予算の増額が伴う。今後、関係部局と協議、検討していきたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市増田まんが美術館）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「指定管理の更新ということだが、これまでの実績について市としてどのような評価をしているのか」との質疑に対し、当局より、「財政援助団体としての監査を受けているほか、毎年秋にモニタリングを行っている。企画展

を目的として来館される方が多く、入館者数と入館料については、令和元年度は14万人で1,900万円、2年度は8万3,000人で2,000万円だった。今年度も県内や隣県からの修学旅行が100校を超えており、入館料も目標をクリアできるのではないかと考えている。指定管理の初年度である令和元年度は、不慣れな中、オープニング時の賑わいもあってか、時間外業務が多いとの指摘や、それ以降、コロナ禍であったため接遇研修が実施されていないとの指摘もあった。3年目になってからは、ジョブローテーションが進んだことで業務にも慣れ、悪いという評価はなかった」との答弁がありました。

また、「コンベンションホールの住民利用はどうなっているか。また、利用料は負担しているのか」との質疑に対し、当局より、「住民の方の利用実績は、年に1、2回となっている。まんが美術館の大型企画展に関してはコンベンションホールを使用しており、その際は準備期間も長くなるが、それ以外の期間は住民の方も使用できる。使用料は負担いただいている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情3第15号「核兵器禁止条約」発効へ、国がただちに条約の署名・批准を実施するよう意見書提出を求める陳情 及び陳情3第16号 早期に核兵器禁止条約に署名、批准し、世界に働きかけることを求める陳情書の2件については、一括議題にして審査いたしました。

陳情2件について、いずれも意見、討論はなく、それぞれ起立採決の結果、いずれも起立少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。